

# 大道寺繁郷『越城亀鑑』——寛延三年～宝暦八年・附録——

田中 文敏

## はじめに

### 一 重昌の初御目見と格式交渉

本稿では、前稿に引き続き、大道寺繁郷『越城亀鑑』の翻刻・解説を行う<sup>①</sup>。

本稿翻刻分の寛延三年（一七五〇）から宝暦八年（一七五八）は、福井藩越前松平家二二代松平重昌の家督相続直後の国目付派遣、將軍への初御目見、重昌の夭死、一三代重富の相続など、また末尾（附録）には重昌の養父一一代宗矩の官職昇進（侍従から少将へ）について記載されている。

ここでは紙幅の都合上、重昌の初御目見とそれに伴う格式交渉、および重昌の夭死と一三代重富の相続の二点をみていきたい。

松平重昌期の格式については舟澤茂樹氏・永井博氏などによる検討があるが<sup>②</sup>、ここでは『越城亀鑑』をもとに、他の越前松平家側の史料も参考にしつつ、これまで未検討であった、用人大道寺繁郷が関与した内々の格式交渉について検討する。

重昌期の格式交渉は、宝暦五年（一七五五）の將軍への初御目見を契機とする。

この年一三歳になる重昌の初御目見に向け、同正月初めより調整・準備が進められることになり、まず大道寺は幕府若年寄大岡忠光へその旨を伝えるとともに、前年春まで行ってきた江戸城大奥への正月御礼の必要の有無を尋ねた。

大岡よりは「御拾三迄は大奥御登城と御沙汰」があることから、初御目見願に関係なく、通例通り登城するよう返答している（同三

月朔日に大奥登城納め)。

同正月一七日、大道寺は大岡へ初御目見につき、重昌の格式にしている要望(①座席、②装束所・惣下座、③挟箱)を書き付け、提出している。要望は以下のとおりである。

①座席について。越前松平家世嗣の初官は、養父一一代宗矩まで侍従が通例であった<sup>③</sup>。しかし大道寺は重昌の身分(出自)を考慮すれば、一段階上の少将任官が適切とする。一方、近年分家の松平宗衍(出雲国松江藩六代)が京都御用を務めた功績により少将に任官しており、宗衍は少将の末席に位していた。重昌がもし少将に任官すれば宗衍の次席となるが、宗衍は越前松平家の末家(分家)にあたり、末家の次席に座するのは不適切であるが、かといってさらに上位の中将への任官も困難であり、どうにか宗衍の次席にならないよう、要望している。

②装束所について。『越城亀鑑』によると、近代兵部大輔(宗矩カ)迄は装束替の際、「表坊主部屋内」を幕府留主居の才覚にて借り、毛氈一枚を敷いて、その上で装束を替えていた。重昌登城時も同様の待遇になる事を危惧し、貞享の半知以前の近代越前守(六代昌親)迄の格式(「大廊下下之部屋」での装束替・休息)の衰退を憂えている。そこで、「末之御間」・「末之廊下」にも構わないので、「表坊主部屋」以外の場所で二畳敷程に屏風にて仕切り、「於義丸装束所」という形での場の設定、また序どとして惣下座についても要望している。

③挟箱について。「先年兵部太輔願之趣得貴意候処、急ニは相成

間敷候時節も可有之やと被仰聞候」とのこと、挟箱については願いが取り下げられている。

『越城亀鑑』では、これらの要望は宝暦五年正月初めより交渉が開始されたとされているが、それ以前から内々に交渉が進められていたことが窺える史料が存在する<sup>④</sup>。

これをもとに適宜補足しまとめると、以下のようになる。

\* 宝暦四年一〇月一九日、一橋屋敷へ福井藩家老本多民弥・明石主殿が訪問。一橋徳川家家老田沼意誠へ、重昌の来春初御目見につき、「刑部卿様思召御内々相伺候上、夫々之調も可仕や」と伝達。宗尹より「御尤もご満悦ニ思召候、夫々御調在之様ニ可被成」との返答。

\* 同月二三日、若年寄大岡のもとへ大道寺が訪問。大岡家老高木郡司を通じ、重昌初御目見の件伝達。「御尤之御事ニ候、随分可然候」、その後大岡は大道寺と直接面会。(重昌初御目見の件)堀田へも伝達するよう返答。ただし御御取次田沼意次へは同姓の一橋徳川家家老田沼より伝達。

\* 同月二五日、老中堀田正亮のもとへ明石縫殿が訪問(留守居津田九右衛門同道)。堀田用人倉次甚太夫を通じて、重昌初御目見の件、また「御調被成度之旨」伝達・依頼。「最初御御用筋御引受ニ付、御内談之儀被入御念儀ニ御座候、被仰聞之趣御尤ニ存候、来春ニ至り表御登城之御願被仰上可然候」との返答。なお「最初御御用筋御引受ニ付」とあるのは、堀田は重昌の養子決定・福井藩上屋敷(常盤橋屋敷)への重昌

御殿建築・養父宗矩死後の家督相続など、当初より重昌の重大局面にかかわっており、引き続き今回の初御目見願も担当することになったと思われる。

\*宝暦五年正月一七日、大岡のもとへ大道寺が訪問。旧格復帰願を提出<sup>5)</sup>、その後大岡より大道寺へ直接質問あり。なお田沼意次へは田沼意誠より、昨年来段々伝達(前述)。なおこの旧格復帰願では、重昌身分(格式)の取立、具体的には先にみた要望の実現を望んでいる。またこの他に(1)重昌幼年時の大奥登城における取扱、(2)「宝暦五年時点カ」大広間順席、(3)重昌養子入りに伴い堀田より養父宗矩へ伝達された幼名・宅(重昌御殿建築)普請・家格「寛延二年六月一二日付」、(4)初代結城秀康から七代綱昌までの家格(惣下座・下乗場所・席次)が重昌の「家格御調」の参考資料として、大岡へ提出されている<sup>6)</sup>。

\*二月二七日、大岡より旧格復帰願を堀田へも「軽ク内々ニ而」伝えるよう命があり、本多民弥・明石縫殿が訪問(津田九右衛門同道)。堀田用人倉次を通じて伝達。堀田よりは「重キ御願之儀ニ候間、いつれとも御挨拶は難申候」と書付は受け取ったが、返答は保留であった。

以上みてきたように重昌の格式交渉は、従来の宝暦五年正月より遡り、宝暦四年一〇月一九日より開始されていた。その際重昌の実父で後見となっている一橋宗尹を端緒に、大岡忠光↓田沼意次↓堀田正亮の順に、初御目見願の件が伝達・内談された上で、旧格復帰

願などの具体的な格式交渉が行われていくという流れが確認できた。では実際、これらの要望が聞き入れられ、重昌の格式は上昇したのだろうか。

宝暦五年三月一五日、重昌はついに江戸城表向に初登城し、將軍への初御目見を果たす。対面場所は「白書院」であったが、これは「加賀守殿通之御取扱」であり、越前松平家の「先代ニは無之」、特別待遇(取扱)を受けた。以後四月一五日の登城、六月三日の元服・任官、翌宝暦六年三月三日の上巳節句(重昌の五節句初御礼)にも同様に白書院にて拝謁・御礼をしている<sup>8)</sup>。

また初御目見の際に、先の重昌格式の要望に対する回答もあった。まず①座席についてであるが、『越城亀鑑』では宗衍が重昌より先に「少将」に任官していたとあった。しかし宗衍は宝暦五年正月段階では官職は「侍従」のままであり、「少将」任官は同年一月二六日のため、この記事内容は大道寺の事実誤認(記憶違い)であろう。

重昌は同年六月一三日の元服とともに「少将」へ任官され、その約半年後に宗衍も「少将」となるので、「少将」任官は重昌の方が早く、任官時期により重昌は宗衍の次席となることはなかった。なお重昌の座順は松平頼淳(伊予国西条藩主)の上席に位置付けられた。

ちなみに官位についてみれば、養父宗矩は「従四位下」が極官であったのに対し、重昌は元服時に「従四位上」に叙されており、位階・官職共に貞享の半知以降の藩主と比べ、上昇していることがうかがえる。重昌の後に家督を相続した重富も重昌同様、元服とともに「従

四位上少将」に叙任。天明七年（一七八七）に「中将」、寛政一〇年（一七九八）に「正四位下」と官位が更に昇進しており、四代藩主忠昌に匹敵する官位となっている<sup>9</sup>。

②装束所・惣下座について。「貞享の半知」以降、越前松平家において、惣下座は適用されていなかった。しかし重昌は、一橋徳川家嫡男時は惣下座の格だったので、同格を願っていたが「不軽儀ニ御座候間」とのことで、願いを取りやめた。せめて下乗より江戸城本丸玄関辺りまで「人込之場所」での人留を要望。大岡よりは「いづれも重キ儀ニ候間、中々思召通りニは参間敷事ニ候え共、何分相成たけハ相調へ見可申由」との返答。最終的に初登城前日（三月一四日）、老中板倉勝静より「右登城之節、向後御城内にて往来之者不作法等無之様ニ、御門々にて心付候様ニ可被申渡候、尤人留・下座等ニハ不及候事」との書付を得ており、要望していた初登城の際の人留・下座は実現しなかった。なお装束所（休息所）は要望が受け入れられ、「大廊下（下之部屋カ）」となっている。

③金紋挟箱について。「国事叢記」よれば、四代忠昌期まで金紋網代挟箱を使用していたが、それ以降は塗挟箱を使用していたとする（特に九代吉邦は物数奇により塗挟箱を使用<sup>11</sup>）。このたびの重昌の初御目見を契機として、再び金紋挟箱の使用の許可を要望している。しかし重昌の金紋挟箱許可願は、この時が初めてではない。延享四年（一七四七）の重昌養子入りに伴う、一橋屋敷より常盤橋屋敷引越直前にも許可願が出されているが、同一二月三日の引移供立（引越行列）には、単に「御挟箱」とのみ記載されているだけで

あり、この時は金紋挟箱が許可されなかった可能性が高い<sup>13</sup>。なお重昌は同八月二三日に新築の一橋屋敷へ移っているが、その際の行列には「金御紋御挟箱」との記載がみられる<sup>14</sup>。しかし、重昌養子時には「諸事家格之通<sup>15</sup>」とのことで、挟箱も宗矩期同様のものが適用されていたものと思われる。

## 二 重昌の天死と三代重富の相続

松平重昌は、寛延二年（一七四九）養父宗矩の死去により家督を相続した。家督相続時は七歳と幼少だったこともあり、家臣たちは実父一橋宗尹に重昌養育・領分仕置の後見を願って承された。しかし重昌の治世は長くは続かず、九年後の宝暦八年（一七五八）に一六歳という若さで天死する<sup>16</sup>。

重昌は、同年二月五日より少々発熱の症状がみられ、翌六日更に高熱となり食量も減退したが、夜からは徐々に快復傾向となった。しかし同七日夜には吹き出物が表れ、吉田元長による投薬を受けている。原因は「疱瘡」かとも疑われたが、同八日昼に医師（吉田元長・田沢宗伯・伊藤高雪・井上交泰院・武田長春院）による診察を受け、「疱瘡」ではなく「麻疹」と診断された「翌九日にも吉田・田沢・伊藤の診察を受け、やはり「麻疹」と診断されている」。

同二二日には少々浮腫がみられるようになり、井上・吉田（二三日）、井上（二七日）より投薬を受けるも快復はみられず、登城できないうちが続いた。三月に入り、家臣たち（側・徒）は江戸山王・

芝神明や伊勢両宮などへ「快然祈祷」の代拝に行くも、同一四日に  
なると遂に予断を許さない状況となった。<sup>17)</sup>

『越城亀鑑』同日(三月一四日カ)条によれば、重昌の容体及び  
「万々一御変」(重昌死去)時の対応について、家老本多民弥・狛木  
工と大道寺の三者で密談し、意見を求められたので、「公儀御筋目  
之御事二候え共、御大法有之事二候えは、只大形之儀ニては御跡之  
儀全く参兼可申様ニ奉存候、兼々御用筋御頼之儀ニ候間、大岡出雲  
守殿え御抛懸、御内談被成候外有之間敷様ニ存候」と、重昌は將軍  
家の筋目であるが「御大法」(一七歳未満)のため、再び継嗣を貰  
う可能性は低いが、藩内では対処できないため、以前より「御用筋  
御頼」(御用頼)の大岡に内談するほか止む無しとの返答をした。

これを受けてか、同一五日、大道寺が若年寄大岡へ重昌様躰の詳  
細を報告している。同日は村田長庵が投薬を担当したが、持病の積  
気が起こり差引があるなど快復傾向はみられなかったため、一六日  
晩は武田長春院へ変更された。また一六日には武田・村田より福井  
藩家老・中老・用人へ「猶以養生可致旨、家来之者共油断は有之間  
敷候得共、弥入念取扱候様」(將軍家重の)上意が伝達され、家老  
本多より家中へも伝えられた。<sup>18)</sup>

同一七日には「御大变御弘メ之儀」(重昌死去の披露)について、  
大岡と密談がなされている。三月二日に「公家衆御対願」が予定  
されており、それに支障が出ないように重昌の死去を一八日中に披  
露するよう大岡より伝達された。重昌死去に伴い「御上」(將軍家重)  
も三日間の「御慎」を受けるので、一八日「夜五半時頃迄」に死去

を披露し、それ以降の披露にならないよう求められている。

結局重昌は養生叶わず、宝暦八年三月一八日申刻過に死去した。<sup>19)</sup>  
法号は「源隆院殿前南越太守從四位上羽林次将俊營慈愍哲雄大居士」  
(当初は傍線部が「前越前太守」であったが、詳細不明ながら同四  
月二日に改称<sup>20)</sup>)。同日より実父一橋宗尹をはじめとして忌掛となり、  
翌一九日より葬送御用掛の任命や重昌遺骸の国許搬送手続きなど、  
葬送に向けた準備が行われている。<sup>21)</sup>

さて最後に、重昌の跡目についてみていこう。  
先述したとおり、重昌は一七歳未満で死去したため養子可能年齢  
に達しておらず、跡目については大岡へ相談を持ち掛けることと  
なった。

死去の二日前(宝暦八年三月一六日)、大岡へ容躰報告に訪れた際、  
享保六年昇安院(松平吉邦)死去時の書付および中務大輔(松平宗昌)  
相続書付の二通(ともに写し)を提出した上で、重昌跡目について  
熟談している。「重昌跡目の事を家老はじめ、福井藩内ではどのよ  
うに考えているか」を大岡より尋ねられた大道寺は、いずれも「当  
惑」しており、以前より懇意にしている大岡を頼るしか、為す術も  
なかった旨返答した。

さらに、家老に「御一家」(越前松平家一族)中で(重昌跡目に)  
適任のものがいないのかを尋ねられたが、「曾以存寄之方無御座候」  
と適任者はいないとしながらも、ここでは四名の人物(①松平越後  
守長孝・②松平出羽守宗衍・③松平大和守朝矩・④松平日向守堅房)  
が候補として浮上している。<sup>22)</sup>

①長孝は津山松平家「美作国津山藩」四代当主。同家は陸奥国白河藩主松平直矩の三男宣富が、元禄六年（二六九三）に越後騒動により改易となった松平光長の養嗣子となり、元禄十一年（二六九六）に一〇万石を与えられ成立した。当時は長孝が当主の座にあったが、初代の養父光長の越後国高田藩（二五万九〇〇石）時代と比較すると、「小身」となったが「越後之家」創設を許されており、長孝が本家を相続すれば家が「退転」するとの「道理」で候補から除外。

②宗衍は松江松平家「出雲国松江藩」六代当主。結城秀康三男の直政を初代とし、寛永一五年（一六三八）信濃国松本より転封し、出雲国松江一八万六〇〇石を与えられ成立した。当時は宗衍が当主の座にあったが、①長孝と同様「一国主」であり、本家を相続すれば多くの「家来」が浪人となり、路頭に迷うことになるため候補から除外。

③朝矩は直基系越前松平家五代「上野国前橋藩初代」当主。初代直基は結城秀康の五男として誕生し、慶長一二年（一六〇七）父秀康死後に結城家の家督を相続。知行地は寛永元年（一六二四）越前国勝山藩三万石、その後同国大野藩五万石、出羽国山形藩一五万石と加増・転封後に、慶安元年播磨国姫路藩一五万石を拝領している。以降も幾度と転封を繰り返して、五代朝矩は播磨国姫路藩から上野国前橋藩へ移った。①長孝・②宗衍同様、既に別家し「一国主」となっているため、候補から除外。

④堅房は糸魚川松平家五代「越後国糸魚川藩三代」当主。同家は初代直堅（松平光通長男）が本家を相続せず、江戸定府の大名とし

て賄料一万俵を与えられ成立した。三代直之期に賄料を糸魚川藩一万石に振り替えられ初代藩主となった。当時は五代堅房「三代藩主」が当主の座にあった。『越城亀鑑』に「其御家御筋目近き趣に相見え」および「当家小別レニて筋目近く相見え」とあるように、福井藩越前松平家五代松平光長の流れを引き、当時は一族の中で最も本家と「筋目」が近い家であった。しかし堅房の父四代直好は久松松平家から養子入りし（実父は松平定員）、糸魚川松平家を相続しており、同家は既に結城秀康の血脈ではないため、福井藩内の者が納得せず候補から除外。

以上、①長孝・②宗衍・③朝矩は結城秀康の血脈であるが、すでに独立大名の位置にあり「一家退転」のため、また④堅房は結城秀康の血脈ではないことから、いずれも候補から除外されている。

重昌の養子入り以来、福井藩越前松平家は徐々に取り立てられ資格が上昇・再興してきたこともあり、「只一通り之御方」ではなく、「公儀御筋目ニて重キ御方様」のうち幼年ではない者の相続を要望している。重昌は五歳で養子入りしたため、二代続けて幼年藩主が相続すれば、国許の領民は「十五・六ヶ年」も「国主」の姿を見ることができず、「如何様之変事」が生じ、「御公儀様之御苦勞相成候様成儀」も計り知れないとする。

そこで養子候補として、⑤万次郎を願い出ている。万次郎は江戸幕府九代將軍徳川家重の二男であり、八代將軍吉宗の孫、重昌父一橋宗尹の甥、重昌の従弟にあたる。延享二年（一七四五）誕生し、当時は一四歳であった。兄家治（「西丸様」）は既に成人し、大納言

(将軍後継候補)として西丸に居住していたが、万次郎は宝暦三年(二七五三)賄料三万俵「のち一万五〇〇〇石加増」を与えられていたものの「浪人」(処遇未定)であり、将来は将軍家に残り「厄介」となる人物であった。しかし兄家治には未だ後嗣がおらず、暫くは万次郎がその代わりとなるため、重昌の養子に入ることとは不可能として候補より除外されている。ちなみに万次郎(清水重好)はのちに領知(賄料)一〇万石を拝領し、清水徳川家(徳川御三卿家の一)が創設、初代当主に就任している。<sup>(23)</sup>

このように、重昌の養子として五名が浮上したもののいずれも実現しなかったが、「越前守年齢不足」(重昌が一七歳以下)の内に死去すれば領民が「如何様の騒動」に及ぶか不透明のため、当座の処置として「越前守養生不相叶候ても、上之思召有之事ニ候間、家中末々ニ至候迄騒不申様ニ」との書付の発給を願っている。

重昌の跡目は死去三日後の三月二日、重昌の実弟(一橋宗尹三男)豊之助に相続の命があり、同年五月一日に家督相続。一三代藩主に就任し、元服後は「重富」と名乗り、寛政一年(一七九九)に五二歳で致仕するまで、四一年間の長きに亘って藩政を担った。<sup>(25)</sup>

### 三 登場人物

#### ○幕府

- ・山中新八郎……………山中広亮(奥右筆組頭)『寛』二〇一三七二
- ・高木郡司……………大岡忠光家老

- ・植村政次郎……………奥右筆
- ・大貫東馬……………大岡忠光用人

- ・金森兵部少輔……………金森頼錦(奏者番)『寛』六一二五七

- ・松平右近将監……………松平武近(老中)『寛』一一二六六、二六九

- ・水野壹岐守……………水野忠見(奏者番)『寛』六一六三

- ・松平頼母……………松平近明(小普請組支配)『寛』一一八七

- ・小野次郎右衛門……………小野忠一(御持弓頭)『寛』一五一六一

#### ○一橋徳川家

- ・田沼市左衛門……………田沼意誠(一橋徳川家側用人)『寛』一八一三六七

#### ○福井藩(越前松平家)

- ・本多矢柄……………家老、三八〇〇石(内一〇〇〇石与力一〇人)『履』五一

- ・一八七

- ・同姓出羽守……………松平宗衍(出雲国松江藩六代)「松江松平家六代」

- ・本多民弥……………家老、一九七五石(外一〇〇〇石与力一〇人)『履』五一

- ・一九二

- ・粕木工……………家老、五五〇〇石(内一〇〇〇石与力)『履』三一八

- ・同姓大和守……………松平朝矩(上野国前橋藩初代)「置基系越前松平家五代」

- ・(同性)越後守……………松平宣富(美作国津山藩初代)「津山松平家初代」

- ・(同性)越後守……………松平長孝(美作国津山藩四代)「津山松平家四代」

- ・(同性)浅五郎……………松平浅五郎(美作国津山藩一代)「津山松平家二代」

- ・笹治権右衛門……………用人、七二五石(附録・享保一八年条)『履』三二七二

- ・七三

- ・笹治権右衛門……………用人、七二五石『履』三一七三

- ・横田作大夫……………聞番（留守居）、一五〇石・役料一〇〇石『履』六一・二〇〇
- ・飯田作左衛門……………奏者番、四〇〇石『履』一一・二二
- ・松平日向守……………松平堅房（越後国糸魚川藩三代「糸魚川松平家五代」）
- ・本多五郎右衛門…用人、三〇〇石・外足高一〇〇石『履』五一・一九六
- ・（同性）淡路守…松平近貞（出雲国広瀬藩六代「広瀬松平家六代」）
- ・水谷織部……………中老、六〇〇石『履』六一・二一
- 『出典』『寛』は「寛政重修諸家譜」一九六四〜一九六七年（統群書類従完成会）、『履』は「福井藩土履歴」福井県文書館資料叢書九〜二三』二〇一三〜二〇一七年（福井県文書館）。いずれも『書名』巻数・頁数で表記した。

## 注

- (1) 拙稿「大道寺繁郷『越城亀鑑』—延享二年〜寛延二年—」（『若越郷土研究』第六二巻二号、二〇一八年）、福井県立図書館保管松平文庫「以下「松」と略称」請求番号二一〇号。なお本書は「デジタルアーカイブ福井」（[https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp/archive/da/detail?data\\_id=011-1045999-0](https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp/archive/da/detail?data_id=011-1045999-0)）において画像公開されている「二〇一九年六月三〇日現在」。
- (2) 舟澤茂樹「福井藩の変遷と福井松平家」（『日本海地域史研究』第一四輯、一九九八年）、永井博「福井藩主松平宗矩の資格昇進運動—橋小五郎の養子をめぐる—」（『茨城県立歴史館報』三三号、二〇〇五年）。註1参照。
- (3) 「福井藩松平家の歴代藩主官位一覧」（福井市編『福井市史』通史編二 近世、二〇〇八年、五四二頁〈表一〇五〉）。五代光通・一一代宗矩は家督相続後「侍従」（初官）に任官、初代秀康・四代忠昌・七代綱昌は家督相続

以前に侍従に任官している。なお二代忠直・三代光長は家督相続以前、少将（初官）に任官している。註2も参照。

- (4) 「初而御登城之節御願筋之儀ニ付内々被指出候書付」（「松」二二一号 一四「重昌公御代御秘藏御書付」のうち、「御取扱之心覚」
- (5) 「御座順・金紋御挟箱御免ニ付御城ニ而被仰渡御書付」（「松」二二一号 一四「重昌公御代御秘藏御書付」のうち、「亥正月十七日出雲守殿へ差出候本紙控」
- (6) 「御座順・金紋御挟箱御免ニ付御城ニ而被仰渡御書付」（「松」二二一号 一四「重昌公御代御秘藏御書付」
- (7) 「初而御登城之節御願筋之儀ニ付内々被指出候書付」（「松」二二一号 一四「重昌公御代御秘藏御書付」のうち、「亥二月廿七日相模守殿江被指出候本紙控」。大岡提出のものと若干文言が相違する箇所もあるが、ほぼ同文である。なお註六には「御内々之儀ニ候え共、相模守殿之儀は若御列席え出候為、御格合之御文言ニて被指出之、出雲守殿之儀ハ至極御内々被差出候故、外へ被掛御目候儀決て無之付、別て御亭寧之御文言ニて被指出之」との覚書がみられる。
- (8) 「初而御登城之節御願筋之儀ニ付内々被指出候書付」（「松」二二一号 一四「重昌公御代御秘藏御書付」のうち、「当御代御取扱之趣」
- (9) 松平文庫「越前松平家系図」（福井市編『福井市史』資料編四 近世二、一九八八年、二七〜三〇頁）、齊木一馬他校訂『徳川諸家系譜』第四（統群書類従完成会、一九八四年）
- (10) 「国事叢記」一〇 宝暦五年三月一五日条（福井県立図書館・福井県郷土誌懇談会共編『国事叢記下（福井県郷土叢書第八集）』福井県郷土誌懇談会、



一九六二年、一七〇頁)。以下「国事叢記」を「国」と略称。  
 (11) 前掲註10

(12) 「越城亀鑑」(註1拙稿、五五頁〜五六頁)

(13) 「国」八 延享四年二月二三日条(福井県立図書館・福井県郷土誌懇談会共編『国事叢記上(福井県郷土叢書第七集)』福井県郷土誌懇談会、一九六一年、八八四頁〜八八五頁)

(14) 「国」八 延享四年八月二三日条(註13、八七六頁)。延享四年正月朔日の一橋屋敷焼失に伴い、重昌は新築なるまで江戸城本丸広敷にて生活していた。

(15) 「越前世譜」一〇 延享四年六月二日条(「松」一一二号一〇〇)

(16) 註1。一橋宗尹の藩政後見の実態についてはこれまで未解明であり、今後の課題である。

(17) 「越前世譜」一九宝暦八年二月五日条〜同三月一日条(「松」一一二号一九)

(18) 前掲註17 同三月一日条〜同二六日条

(19) 「越前世譜」では、死亡時刻を同日七時過ぎとする(前掲註17 同三月一日条)。なお同書には、同一七日付・同一八日付の重昌様牒書二通が掲載されているが、「越城亀鑑」の大岡との死去日時密談などから、一日以前に、既に重昌は死去していた可能性も考えられるが、今後の課題としたい。

(20) 前掲註17 同四月二日条

(21) 前掲註17 同三月一日条

(22) 以下四名の経歴については、『徳川諸家系譜』第四(前掲註9)。

(23) 『徳川諸家系譜』第二(統群書類従完成会、一九七四年)

(24) 前掲註17 同三月二日条

(25) 松平文庫「越前松平家系図」(福井市編『福井市史』資料編四 近世二、一九八八年、二七頁〜三〇頁) および前掲註1。

## 「越城亀鑑」翻刻

### 本文

一去寛延二巳ノ暮御家督之御令御家老中被仰聞候は、御先代様御家督之翌年御国目付被遣候、御先格も候間、此度も又々左様之御沙汰ニても可有之や、左候ては差当り過分之御物入も有之事ニ候間、何卒相考働キ見候様ニ被仰聞候ニ付、内々手寄之方承合候、就中当春本多矢柄殿御下向之時分被仰聞候は、此節御当用御人差支候御時節ニ候、今年杯御国目付御沙汰候ては以之外成事ニ候、何卒相働キせめて当年計ニても御延引ニ相成候えは、来年之儀は又々被成方も出来可申や、御国目付御入用高三分一遣ひ候ても不苦候間、何卒御延引有之候様ニ相働見可申様ニ被仰聞候、依之奥御右筆組頭山中新八郎殿<sup>(広光)</sup>當時御老中方第一之御用達、就中御国目付等之仕出之根本ニて候故、手寄を以先達て御心易致置、此節第一ニ御頼申入候処、篤と御承知有之候ニ付、矢柄殿之拙者及挨拶候は、来年之儀は如何可有御座や、先当年之儀は丈夫ニ御受申候、御入用も中々三分一入申程之儀も有之間敷候、可御心易旨及挨拶候

一夫二付新八郎殿え折々致伺公緩々得御意、御附届之儀も御中老え申達、御家老中御差図にて無油断取扱、至極御懇意ニ相成候二付、懸御目度毎二右之一事御頼申、内存之趣堀田殿・大岡殿え申通シ可然やと及内談候処、いまた早く候、能時分案内可有候、先見合可申候、曾て無油断之由御申聞被成候

一当冬ニ至り専於御国表雜説有之、来春は御国目付極て可被仰出と申取沙汰仕候由、依之大岡出雲守殿・堀田相模守殿えも御内々々上置可然旨御家老中・御中老中御申聞二付、先達て新八郎殿え御約速<sup>速</sup>之旨も有之二付、新八郎殿え御内談不仕候ては難致段及御挨拶候処、左候ハ、如何様共宜様ニ取扱候様ニと御家老中被仰聞候二付、旧冬新八郎殿え罷越、右雜説之趣御物語致し、此節堀田殿・大岡殿御内意も不申達候ては、万々一御国目付被仰出候砌二相成候ては、江戸表にて之取扱油断之様ニ国許家老共可存候、然ほと御自分分様御内々御懇意之趣は甚重キ事ニ候故、国許え以書中難申遣候、先大岡殿え御内々存念之趣御物語仕置度旨申候処、新八郎殿御申ニは最早致物語候ても可然候、左候ハ、御老中方・大岡殿杯え新八郎殿兼て御申達置れ候趣意と違ひ申さぬやうに可申達旨にて、新八郎殿御申候は、於義丸幼年之儀ニ候間、定て国許え御目付可被遣儀と奉存候、当時刑部卿様御後見之趣を以家中・在々迄も国元殊之外メリ宜御座候、然処只今抔御目付被遣候御沙汰候ては、刑部卿様御後見之専も相立申さぬ様ニ罷成、刑部卿様御威光薄キ如く家中・末々存入候ては、此以後メリ之為ニは如何可有之や、併御大法之御事ニ候えは、とかふ之儀は難申上候え共、

御目付被遣候ニ若シ次第不同も有之御事ニ御座候ハ、少も遅キ方ニ御見除ケ被下候様ニ仕度旨、右之趣大岡殿え御内々御直ニ申上可然由新八郎殿被仰聞候、其段罷帰、御家老中え申達候処、一段之申方にて候、左候ハ、其旨を以大岡殿え申達候様ニとの儀ニ付、大岡殿え罷出、御直ニ右之趣申達候処、篤と御承知被成候二付、堀田様えも右之段御内々可申上や之由及御相談候処、此儀は先見合可然旨被仰聞候

右御国目付之儀、寛延三年十二月二日大岡出雲守殿え初て致御物語候

一寛延四未正月新八郎殿逢申度由申来二付、御家老中え申達罷越候処、新八郎殿被仰聞候は、旧冬<sup>前出</sup>加州并松平亀五郎殿<sup>春頭</sup>御目付之御沙汰有之ニより、於義丸様御国え之御目付之儀如何御伺可然やと御内談有之ニ付、新八郎殿御申候は、此儀は先格之通之御伺ニては御座有間鋪候、当時一橋御後見之事ニ候間、御目付被遣候ニも及申間敷やと御伺可有之事之様ニ奉存旨御申候処、御老中孰も尤と有之事にて、右之通御伺書、則新八郎殿御認ニて候、扱此御伺書は月番<sup>分</sup>可被差出やとの御評議ニ付、是又新八郎殿御申候は、御定式之御伺ニ候ハ、御用番左衛門尉殿御伺之事ニ候、於義丸殿御目付此度各段之趣御伺之事ニ候間、兼々御掛り之御事ニ候間、相模守殿御伺被成可然や之旨御申候処、此儀も成程尤と有之事にて、旧臘廿七日右之御伺書相模守殿<sup>分</sup>被差出候、此段甚重キ事ニて候え共、兼々御頼之御事ニ候間、至極蜜々<sup>密</sup>ニ御申聞候由新八郎殿被仰聞候

一其以後猶未彼は風説相止不申由二付、又々大岡殿え罷越、旧冬申達候趣を以御内意相伺候様ニ御家老中被仰聞候二付、当正月末罷出得御意候処、少も御油断無之候、相模守殿えは御内々申達候やと御尋ニ付、此儀は旧臘此方様え罷出候節、先見合候様ニ被仰聞候故、御内意未不申上候由申候えは、成程左様にて候、不及申達候、只今至極大切之時節ニ成申候、今一段にて提切レ候か、又はこたへ候かと申程之場にて候故、随分御出精被成候、夫ニ付一橋様御後見之趣故、御国目付不被遣様ニも相成候ハ、何ぞ御序ニ一夜泊り位ニ通りかけニ、誰ソ被遣候程之儀はくるしかる間敷やと被仰聞候二付、此段は各別之御事ニ奉存候と計及挨拶候

一其後新八郎殿御内意之趣有之、兎角書付差出し直ニ罷帰可然旨ニ付、案文も大概、去方御請取相認書付左之通

家老共一決難成儀は刑部卿様ニ相伺候様ニ被仰出候を以、家中・領分共ニメリ宜御座候ニ付、御国目付之儀当分御延引も被成下候ハ、於義丸威光ニ相成、弥以仕置等メリ宜奉存候段先達て申上候、此上御恵を以御国目付之儀被仰出不被下候様ニ可相成候ハ、重畳難有奉存候、然共公儀御大法相立候計迄ニ、御用御序之御御通掛ケニ御使番中抔御見廻り被仰出候御儀ニて相濟候えは、難有御儀奉存候

一決定被仰出候筋之御国目付被相止、右之通御使番中抔御見廻りニて相濟候えは難有奉存候え共、畢竟御許メリ之為メ被仰付被遣被下候御事ニ御座候間、家中心復<sup>⑧</sup>之為彼是以本<sup>⑨</sup>御目付中御見廻り被仰付被下候ハ、此儀は又格段結構之御儀

## 二奉存候

一公儀御大法・其外万端何事も不奉存伺、懇意不顧憚、日夜朝暮只々偏ニ奉希候儀は、一橋様御後見之趣ニ付、一向御目付被仰付間敷と申儀ニ万々一相成候ハ、至て難有奉存候、然共御国目付不被仰付候ては、家老共初家中・領内油断も出来、若シゆるミニも可相成儀之様ニも可被思召候や、此段乍恐兼々申上候通、聊以如何敷も有御座間敷奉存候え共、猶又一橋様之御意相かり候筋も御座候ハ、夥敷メリニ相成、於義丸威光甚宜、且は於義丸成長之上、当家え養子被仰付候規模之程無限難有可奉存候、当時家老共初家中・国中之貴賤結構至極之仕合、何も絶言語冥加至極難有可奉存候、以上

## 別紙口上之趣

御国目付之儀ニ付、御内々申上候趣御承知被成下候段、<sup>⑩</sup>家老共え申聞候処、此上濟方之儀は運次第之御儀、是迄之思召重畳難有忝奉存候、依之恐入奉存候え共、猶又家老共初一統之存念そと恐入御聽置度、別紙を以申上置候、尤格別之御事恐入奉存儀ニ御座候え共、奉願度申上候書付ニては無御座候、此間御意之趣難有奉存候ニ付、一通り心底奉入御聽候迄と被思召、御覽捨ニ被遊可被下候、以上

右之通相認大岡殿え持参、家老高木郡司を以一通は封し候よし、一通は其俣ニて差出可罷帰と申候処、暫待候様ニと在之、追付大岡殿御逢被成、只一通り之御挨拶にて、右書付品之儀は否之儀不被仰聞候

一其後大岡殿え罷出候処、出雲守殿御逢被成、色々御物語共有之上、御国之風俗、且御国目付取扱等御尋二付、及承候趣共致御物語候、猶又御国目付之儀厚く御頼申候処、随分御承知之趣被仰聞、乍序御自分えいつぞ物語致し置度と存ル儀有之候、畢竟御家老衆目付所か違候かと被存候、子細は大御所様之御孫様にて、公方様之御甥様、一橋之御嫡子にて候えは、最早ヶ様にて之品も可有之事とのミ被存居候故、少し宛も他二無之宜キ御様子有之候ても、左程難有忝被存間敷やと被存候、此所か目付所違候と申事にて候、能相考見可被申候、刑部卿様直二其御家え御養子二被為入候ハ、公儀之御会釈いかやう二可有之事二候や、当時は右衛門督様・刑部卿様御一所二平川の御登城、大奥御居間にて御対顔、一ヶ月二五度宛は御機嫌伺二御登城にて候、其御家え刑部卿様被為入候ハ、御養家之方御勤向二可相成候えは、其日分表御登城にて可有之候、尤御官位等は其俣二可有之候え共、其外御献上物等も其御家之先格を以可被献事候、然共元來御枢機御近キ事二候えは、追々御会釈等之儀は上之思召次第之事二候、既二柳沢殿柳沢吉徳は小身之御旗本の城主を越へて国主ニさへ被仰付候、是は全く上之思召にて之事二候、表立候て御定式を以之儀は、たとへ御子様方二ても他家え養子二被遣候えは、其家之格式を以御取扱之事二候、是は御大法と申物にて候、先ヶ様二御家老中被相心得候えは、段々少ツ、の宜キ御様子有之候節、厚く難有寄模模と被存候えは、於義丸公御為二宜敷候、此段は御家老衆え申にくき事二て可有之候え共、寄るく申達置候様二被成度候、其外彼は心付候事候え共、此御は

国御目付之事差懸りたる事故、第一是をどぶぞ首尾能致し進し度候故、外之事は中々見向キ申事も不成候と、至極御懇意二被仰聞故一札申罷帰、早速御家老中え御物語致し候

此以後御国目付御沙汰一向無之、恐悦之御事二御座候

一宝曆五乙亥年殿様当年御拾三歳二被為成候二付、表御目見御願被遊可然旨二付、正月初大岡出雲守殿え孫九郎罷出申達候は、当春中二も表御目見御願可被申趣二御座候、夫二付只今迄は年々大奥え登城仕御礼被申上候、当年表御目見被申上度旨二付、段々御内意申上度儀共御座候二付、此方様御障無御座節参上仕度旨、高木郡司を以申達置候処、同月十七日郡司方今晩暮時罷出候様二申來候二付、御家老中并明石縫殿え申聞、同日七時過大岡殿え罷越候処、暮時過あなたへ通り候様二と郡司罷出申聞候二付、致同道罷越候処、大書院二高燭台式拾五計被立其間え罷通り候、追付出雲守殿被出、書院之中央二着座、是えと御申二付、側近く例之通罷出候処、相応之挨拶之上申聞度事候ハ、咄候様二と御申二付、於義丸当年拾三歳二相成候二付、表登城願可被申儀二御座候、夫二付色々申上度儀共御座候、先去春まで大奥登城被申候え共、今年表の登城仕度願差出候ハ、最早大奥登城之儀は相伺候二及間敷や之旨申達候処、大岡殿御申候は、たとひ表御登城御願候ても、大奥御登城無之て不叶事二候、其訳は御拾三迄は大奥御登城と御沙汰相極り居申事二候、其上御十三過候てはいか程二御願候ても、大奥御登城不相成事二候、御申聞之通拙者取扱候ても、大奥にて決て承知無之事二候間、例之通大奥御登城可然候と御申二付、委細

承知仕候、其段可申間由御請仕、扱表登城仕候ニ付申上度儀共手  
 覺仕罷出候と申、懐中（松平昌親）分少く書候書付指出候処、大岡殿郡司  
 を大声にて御呼、手燭と在之、郡司手燭持出引籠と申候、右書付

一座席之事

一 装束所之事

一 挟筥之事

右御一覽候て、此座席と在之は如何様之思召ニ候やと御尋ニ付、  
 拙者申候は、当時之席無官ニても侍従之席ニ被罷在候、官位侍従  
 ニ可被仰付御定式ニ御座候え共、於義丸身分ニて候えは少将ニ可  
 被仰付儀之様ニも奉存候、尤少将ニ被仰付候えは、結構ニは御座  
 候え共、同姓出羽守儀（松平宗術）近年京都御用相務候ニ付、少将ニ被仰付候、  
 尤少将ニては当時末席ニて御座候、於義丸儀少将被仰付候えは、  
 出羽守次ニ可罷在儀ニ御座候、御存知之通出羽守儀は此方之末家  
 ニて候処、末家之次ニ相成候ては如何敷様ニ奉存候、然ハとて中  
 将ニ被仰付候様ニは難申上候、此処御工夫被遊、何卒出羽守次ニ  
 不相成様ニは相成申間敷儀ニ候や、甚重キ儀ニ御座候間、外様え  
 可申上様も無之、此方様え計御内々御歎申上候

一 装束所之儀は、近代兵部太輔迄装束致替候節、表御坊主部屋之内  
（松平宗徳）  
 留守居共才覚ニて借り請、毛氈一枚敷、其上ニて装束被致替候、  
 於義丸登城之節も、定て右之通ニて可有之と存候、於義丸儀大御  
 所様之御孫ニて、刑部卿様御嫡子様之御事ニ候えは、大奥ニては  
 結構成ル御休息所ニて只今迄装束致替被成候、此度表登城之節見  
 苦敷御坊主部屋ニて装束被致候儀、何共以外之儀ニ可被存候、此

方家之儀も、近代越前守代迄は大御廊下下之御部屋御貸被下、装  
（松平昌親）  
 束をも致し被置、休息をも被致候処、当時御坊主部屋漸借り請、  
 休息所ニも装束所ニも致候様、当家之衰候段、家老共初私式迄残  
 念至極口惜奉存儀、乍憚御賢察被遊可被下候、右之趣ニ御座候  
 間、何程末之御間ニても、又は末之御廊下ニても二畳敷程御屏風  
 仕切ニて、於義丸装束所と申形子被為仰付被下候ハ、千万難有  
 可奉存候、扱々々様ニも衰候物かと不覚致落涙候処、大岡殿ニも  
 尤と有ル挨拶ニて是も落涙被致候、又申候は、色々之儀御面倒ニ  
 可被思召候え共乍序申上候、当家之儀近代之越前守迄は惣下座ニ  
（松平昌徳）  
 て御座候処、貞享之頃半知ニ相成候節（松平昌徳）惣下座相止ミ申候、於義  
 丸儀一橋ニ罷在候節は惣下座之儀ニも候間、何卒惣下座ニ被仰付  
 被下候様ニ可奉願儀ニ御座候え共、此儀は不軽儀ニ御座候間差控  
 申候、乍然於義丸身分ニも御座候間、下乗（松平昌徳）御玄冠前辺人込之場  
 所、軽卒共通り懸り候を御除させ被下候様ニ成共仕度奉存候、此  
 段御聞置可被下候旨申達候、其上ニて大岡殿御申候は、いづれも  
 重キ儀ニ候間、中々思召通りニは参間敷事ニ候え共、何分相成た  
 けハ相調へ見可申由御申ニて候、扱挟筥之儀と書付置候は、先年  
（松平宗徳）  
 兵部大輔願之趣得貴意候処、急ニは相成間敷候時節も可有之やと  
 被仰聞候ニ付、此度は右之儀不申上候と申候処、是又御承知之由  
 被仰聞候

一 同年三月朔日大奥御登城御納ニて候、委敷御右筆部屋諸事留ニ有  
 之

一 同月十五日初て表御登城ニて、御礼被仰上候

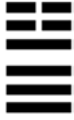
御座順、松平左京大夫殿之御上座と被仰出候、金御紋御挟筥御免被成候、其上大廊下下之御部屋え被為入候様被仰出候

扱御下り之節分御目付中分御差図にて、往来を控候様二と御番所にて世話有之、御様子格別之御事共候、委細は御右筆部屋諸事留二在之候間、其大概を記置候

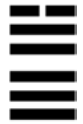
一 同年六月十三日御登城、御元服、於御黒書院御字御拝領、從四位上少將被任、御盃・御刀御頂戴、越前守重昌様と御改被遊候

一 宝曆七丁丑年四月諸家御参府御暇之砌、上野火之御番之儀兼て奥御祐筆植村政次郎殿組頭にては無之候え共、当時發向二付兼々御内御用向御留守居共頼置候、然ル処政次郎殿分内々にて御留守居共迄申来り候は、上野火之御番之儀兼々御頼二付、随分相働見候処、此度は出来不申候、明日は其御方様え被仰付御座候趣二、内々御書付等今日御用番え差出候、兼て御頼二候え共、拙者力二相叶不申由政次郎殿分申来二付、御留守居共は不及申、御目付・其外御役人共大騒二相成候、孫九郎儀俄二御用有之由にて、御屋形え被招呼、御家老中并明石縫殿相加り被仰聞候は、右之趣共堀田殿・大岡殿え申達、何卒御見除二相成候様二相働見候えと御家老中御申聞、尤明石縫殿・御目付・御留守居共此節之儀二候間、何卒相働見候様二との御事二候え共、最早夜二入候二付、何方えも可申達様無之、先ッ私宅え罷帰、身を清め候て筥を取見候処

〔異書〕



雷天大壯



沢天夫

判二曰、大壯ハテイヤウマカキニフル卦也、仍テ當時指カ、ル事ノムツカシキ道理アリ、又古キヲ起シ返ス理アリ、或ハ物ノ新規二改直ス所アリ、変シテ夫ヲ得ルトキハ物ノ決シ極ル所也、此卦ハ耳籬ニツク卦也、仍テ高位直奏ノ場アリ、是程伝之趣也

右之両卦相認、翌早朝大岡出雲守殿え孫九郎罷越、用人大貫東馬呼出し申達候は、東叡山火之御番此方え可被仰付之旨、專物沙汰御座候、其儀二付申上度儀御座候て致参上候子細は、越前守殿もはや拾五歳二被成候二付、火之御番杯被仰付候様二自身二は被存候故、馬をも出精有之、相応二も被乗候二付、火之御番杯被仰付候ハ、乗出シ見申度存二被罷在候、万一火之御番等被仰付候ハ、早速乗出シ被申度趣二御座候、依之家老共初我々式迄相考候は、少々馬を被乗候え共、中々火事場杯え達者二被乗候儀は無覚東奉存候、其上越前守殿當時之身分二にては、火之御番など可被仰付様成儀二は不奉存候、子細は加賀守殿以前参府年は毎年東叡山火之御番御務有之候、近代松姫君様御入興以後、加賀之御家結構被仰出候、此以後御免と申儀は無之候えとも、上野火之御番御勤無之候、ケ様之儀も御座候えは、当時越前守殿身分二にては、御見除も可被成下事之様二乍恐奉存候え共、此度は大方此方え可被仰付やとの趣、専相聞候二付、差掛り候儀仕形無之、先ッ筥を取見候処、此方様分外二決て参届申間敷と占方二相見え候二付、押て参上仕御願申上候、決て相模守様杯え申上候存無御座候、此方

様思召にて参届不申儀は不及是非と覚語仕外無御座候、此段宜御  
 申上頼入候、則今朝取候卜筮之趣、御自分迄為見申候、何分宜御  
 申上頼入候段申候処、致承知入候て、追付罷出則出雲守之申聞候、  
 只今御見せ候卜筮之書付借り申候様にと東馬申聞候二付、殊之外  
 急き候て相認候故、至極見苦敷御座候と申候えは、其段は不苦候  
 由にて、右之書付奥え持参、漸々暫く在之、東馬罷出申聞候は、  
 委細申達候趣具二出雲守之申聞候、御家老中初各存寄之段御尤之  
 事二被存候、右卜筮書付も留置被申候と計申候二付、孫九郎申候  
 は勝手次第之儀を申上、御機嫌如何と承候えは、東馬申候は何か  
 わ不存にこくと笑ひ被申候と計り申聞候、夫より退出致し候

即晚陸奥守殿(伊達重村)え上野火之御番被仰付候、此以後は御免と申、  
 被仰出は無之候え共、火之御番之御沙汰無御座奉恐悅候

一宝曆八戊寅三月十三・四日二至り、源隆院様御様体甚御勝れ不被  
 成御様子二付、本多民弥殿・狛木工殿両御家老額を集メ被居候席  
 え咳払致し、拙者罷出蜜々申達候は、上之御様体乍恐無御心元御  
 様子二被成御座候、万々一御変も被為在候ハ、如何御心得被成  
 候や、乍推参御内存をも被仰聞候ハ、相応之御使をも何分相勤  
 可申旨申達候処、御両所一同二被申候は、我等共つふやき申事も  
 其御事而已にて候、差懸りたる儀二候えは、御国同役中へ可申談  
 様も無之候、先其元二は如何被存候や被存寄候儀も有之候やと被  
 申候二付、拙者申候は尤公儀御筋目之御事二候え共、御大法有之  
 事二候えは、只大形之儀にては御跡之儀全く参兼可申様二奉存候、  
 兼々御内御用筋御頼之儀二候間、大岡出雲守殿へ御抛懸、御内談

被成候外有之間敷様二存候と申候えは、御両所御承知有之、猶又  
 明石縫殿えも御申談之上、追て可被申聞由挨拶有之候二付、左候  
 ハ、先々出雲守殿え罷越、御病体不軽段申述候て、追て御蜜々之  
 御使相勤可申旨申候

一十五日之朝弥御様体御勝レ不被成候二付、其段御家老中へ申達、  
 出雲守殿え罷越、用人大貫東馬を以御病氣御勝レ不被成段申達候  
 処、出雲守殿御承知被成早速御逢、御様体御聞有之罷帰候処、差  
 続キ東馬を使者にて御内々御見舞二被指越候、猶又即刻東馬方  
 手紙にて御退出後御逢可有之旨申来二付、其段御家老中へ相達罷  
 出候処、出雲守殿御逢、表向にて一通之御様体御尋、夫居間書  
 院へ御連レ候て御越、委敷御様体無覆藏申達候様二と御申二付、  
 御様子委敷申述候処甚御驚被成、又明朝も罷出候様二と御申聞被  
 成候

一翌十六日朝之御様体二付、御家老中御申聞候趣有之、猶又明石縫  
 殿并田沼市左衛門方熟談之上、御家老中御申聞候は、御大变も有  
 之候ハ、御国許え相聞へ如何程騒動二可相成も難計候、何卒御  
 家中・末々二至る迄、騒キ不申様二被仰出有之候様二奉願事二  
 候、此段何分二も相勤候様二御申聞在之候、依之享保六辛丑十二  
 月昇安院様御逝去之節、御城え大和守様被為召被仰渡候趣

(松平吉邦)  
 伊予守死去及上聞候、伊予守跡式之儀は追て可被仰出候、  
(松平宗矩)  
 千次郎忌服之儀も追て可被仰出候、家中・領内騒キ不申様二  
 との御下知之御書付大和守様御請取、此方え御出、被仰渡之  
 趣之書付一通、猶又中務大輔様へ御相続被仰出候御書付之写

一通、左之通

松平伊予守死去之段達御聴候、病氣養生之間も無之、其上壯年之事二候処、別て御残念ニ被思召候、伊予守男子無之ニ付、兼て同姓千次郎を仮養子ニ願置候え共、近年越後守死去(松平直徳)、浅五郎儀も未若年之事二候えは、今度伊予守跡幼少之者ニ相續被仰付候儀、一家之者共は不及申、上之御為にも不可然被思召候、中務太輔事は先伊予守正統之孫之儀二候故、伊予守跡式越前国福井城式拾五万石并當時之所領五万石、都合三拾万石被下置候、千次郎儀は則中務太輔養子ニ被仰付候間、成長之上伊予守娘(聯姫)と婚姻為致候様二との思召ニ候事

右両通致懷中、出雲守殿え罷越、東馬を以申入候処、出雲守殿早速御出、表向にて一通り之御様体御間、ちと申度儀有之候間、此方へと御申居間書院え御連御越、尤近習・用人共迄御遠ざけ、御様体委敷御尋ニ付、今朝之御様体実事を以申達候処、甚御愁腸有之、扱御跡目之儀は、家老衆初各方いか、心得被居候やと御尋ニ付、其儀にて御座候、兎角当惑仕罷在候、兼々御懇意被成下候儀ニ御座候間、此御方様を御頼申外一向ニ存寄無御座候、堀田相模守様にも御懇意之趣ニ候え共、御大法と申事御座候えは、御内意相伺候儀も難仕候、誠ニ途方ニ暮罷在候段申候えは、左様可有事ニ候、御一家方之内ニ御家老中存寄之方は無之候やと御尋ニ付、曾以存寄之方無御座候、指当り越後守宜候え共、御存之通當時小身二成候え共、越後之家を建居申事ニ候えは、当家相續被致候ては、越後之家退転仕道理ニ相成候、次ニ出羽守殿にて候え共、是

も一国主にて御座候故、当家相續被仰付候ては、大勢之家来共致方無御座、殊ニ国持之一家退転仕儀ニ候えは、此段は安からざる儀ニ奉存候、次ニ大和守殿(松平朝矩)にて候え共、是迎も右同事之趣ニ御座候と申候えは、日向守殿(松平堅房)は其御家御筋目近き趣ニ相見え候、是は如何可有候やと御申被成候ニ付、拙者申候は如仰当家小別レ(松平直好)にて筋目近く相見え候え共、日向守親父他家分養子ニ被參候故、(結城秀康)中納言殿血脈にて無御座候間、家中之者共承知仕兼可申候、此上は迎も当家御取立之儀ニ御座候間、公儀御筋目にて重キ御方様え御相續被仰出候様ニ奉願候、此所を御工夫被成下候様ニ偏ニ奉願候段申達候えは、然らば誰殿と有る心願にて候やと御尋ニ付、差当り誰殿と申存も無御座候、併越前守当家え養子ニ被仰付、近年段々結構ニ御取立被進候処、只一通り之御方御相續と有之候ては、結構被仰付候規模も無御座残念至極奉存候、又至て御幼年之方え被仰付候ても是又如何ニ奉存候、子細は越前守儀幼年にて家督相續仕、此節漸々成長被致、一兩年中ニは入部可仕年頃ニ相成、国許大小之諸士・在々・城下之者共迄、月日を算へ候様ニ相待罷在候処、此度大變之上又候幼年之主相續仕候ては、拾五・六ヶ年も国主を見不申様ニ相成、万々一如何様之變事も出来、御公儀様之御苦勞ニ相成候様成儀出来仕間鋪共難申上候、越前守家督之砌、刑部御様え重キ儀は相伺候様ニ被仰出、家老共別て難有奉存、別てメリ宜仕置等心を用ひ候故、今日迄刑部御様御苦勞奉懸候儀無御座候、右之趣ニ御座候間、至て御幼年之御方にては如何敷奉存候、甚恐多御儀ニ候え共、万次郎様被為入候様ニ奉願度段申達候



処、出雲守殿御承知被成、段々申達趣尤至極ニ候、万次郎殿當時御浪人ニて、後々御上之御厄介ニ御成候御方ニて候間、其御家抔相続被仰出候えは公儀ニも御満足、あの御身ニても結構至極之御事ニて候、併今以西丸様ニ御出生無之故、当分御立替之御積リニて候間、万次郎殿御儀は相成間敷候、御自分御申間候趣尤至極ニて候迎も、願申ならハ大キニ願候て、能キ程ニ相成ものにて候、御大變之御沙汰有之候ては甚大切之事ニて候、此度之一件、其御家ニて誰々被申合候やと御尋ニ付、家老共兩人・明石縫殿・拙者共并田沼市左衛門を加へ、此五人神文同前ニて申合、近習・小姓・医者等迄皆々詰切ニ申付、様体万端至極隱蜜<sup>密</sup>ニ仕、大切之様体と申迄ニ御座候と申候えは、随分夫ニて宜候、市左衛門は此連衆ニ入不申候てハ相成申間敷候由被仰聞候、次ニ拙者申候は、此度大變之儀国許え相聞候ハ、越前守年齢不足之儀ニ候間、家中・在々・末々迄如何様之騒動ニ及可申も難計存候、指当り此処家老共恐入罷在候、依之先々差当り家老共願奉存候は、越前守養生不相叶候ても、上之思召有之事ニ候間、家中・末々ニ至候迄騒不申様ニと御書付を以被仰出候えは、家相続之儀は少々日間有之候ても、先々右被仰出候趣、重キ使者を以早速国許え申越候えは、御当地・国許共ニ安心仕候上ニて、凶左右申遣候えは、騒動ニ相成申儀無御座候間、段々勝手次第之申上様奉恐入候え共、此節之儀国・江戸共ニ静謐ニ有之候様ニ仕度、自由ケ間敷御願申上候、右ニ付先年伊予守於国元死去之節、同姓大和守を御城え被為召、伊予守跡式之儀思召有之候、千次郎忌服之儀は追て可被仰出旨、御書付を以

被仰出候ニ付、家中安堵仕候、其節御書付之控、且又中務太輔え相続被仰付候節之御書付・写共ニ両通掛御目候処、出雲守殿御請取被成、御轅<sup>轅</sup>中あられ候、扱又出雲守殿御申は、越前守殿重キ御様体御用番えは御申達在之候やと御尋ニ付、此儀も心付候え共、当家ニては前々病氣指詰り及大切候節、御達申上候事ニ候故、いま御届不仕段申候えは、出雲守殿御申候は、夫は心得違ニて候、當時は公儀御筋目近キ御事ニ候間、先御病氣不輕御様体之由、今日中ニ御用番え御達可有之候、加賀守殿病中兩度御尋之上使被遣候間、其方様えも何卒上使兩度被遣候様ニ致度事ニ候、明日は御精進日にて候間、御尋之上使計可被遣候、明後十八日早朝上使を以て、干看被遣候様ニ致し度事ニ候、御大變之儀随分御沙汰無之様ニ可申談旨被仰聞候

一翌十七日朝為上使御奏者番金森兵部少輔殿を以、御病氣御尋ニて候

御名代

松平日向守

一同日昼時過東馬方手紙を以御申談之儀在之候間、追付可罷出旨申来ニ付罷出候処、出雲守殿早速表え御出、御様体高々と御尋、夫分ちと逢申度事在之由ニて御連レ、例之居間書院ニおゐて御尋御申間候は、御用在之、明朝御同姓方御城え被為召候、且又為御尋上使を以干看被遣答ニ候、御大變御弘メ之儀は、明十八日中ニ可被仰達候、夜ニ入候ても其方様之御事ニ候間、夜五半時頃迄は不苦候え共、同敷は夜ニ入申さぬ様ニ御取扱出来可申や、御上ニ

も三日之御慎在之事二候、廿一日ニは公家衆御対顔之筈二候えは、

御障りニ不被為成様ニ致度事二候、依之御尋之上使も早朝相勤候

様被仰渡在之筈候、上使御受之方をも早く御招置候様ニと存候、

且又御同姓方御用之儀も、四ツ時前相濟候様ニ御申談候、左候え

は御同姓方、其御方え四ツ時頃ニは御越之積り二候、右御取扱濟、

御家中え御申渡等も相濟、御国元え之御使も被差立、扱御大切御

達之御使者被指出之、暮時迄ニは御凶左右之御届ケ、日も永き時

分二候えは御手廻シ相濟可申やと存候、罷歸家老中えも申談等と

調置候様ニと、具ニ御申聞被成候、右ニ付彼是厚キ御心入之儀共、

一々書面ニ難記候、

一右之趣罷歸御家老中え申達、御中老・其外同役并御留守居えも申

通し候処、月番笹治権右衛門・御留守居横田作大夫兩人は不同心

ニて、右之御取扱中々明日中ニは相濟申聞敷候間、出雲守殿え申

達可然由申聞候二付、拙者申候は出雲守殿段々御心入を以被仰聞

候義を不相成とは難申達候、左候ハ、権右衛門ニハ月番ニて外御

用等多候間、明日此度之一件取扱之儀は飯田作左衛門え被仰付候

様ニ致し度候、拙者申談何分ニも御間ノ合候様ニ可仕候と縫殿え

申達候処、則作左衛門儀も其座ニ罷在、明日之一件如何様ニも相

勤可申旨申候二付、左候ハ、各申談御間之合候様ニ致候様ニと縫

殿申聞候

一 同晩御用番松平右近将監殿(武元)御留守居御呼出し、御書付相渡り候

御用之儀候間為名代、明十八日四ツ時松平左兵衛督(直輔)・松平

松平越前守

大和守登城候様可仕候

三月十七日

右ニ付御取扱之儀、御右筆部屋諸事留ニ在之

一 其後大和守様・左兵衛督様申来候は、明十八日四時御登城可被

成旨先刻申来候処、又候只今被仰出候は、明朝五時御登城之筈ニ

相成候二付、為御知申来ル

一 翌十八日未明上使水野老(忠見)岐守殿を以干着御拝領、右ニ付御名代松

平頼母様(近明)

一 左兵衛督様・大和守様、今朝御登城直ニ此方え御越被成、御城

ニて御老中方御渡被成候御書付・御家老中え御渡被成候御書付、

左之通

松平越前守

其方病氣不相勝之段達御聴、御氣遣ニ被思召候、病氣間も無

之、年若之事二候間、随分無油断養生仕候様ニと被思召候、

其方十七歳以下二候え共、家柄を被思召、先達て上ノ養子も

被仰出候事二候えは、跡々之儀は思召も有之事二候条致安心、

此節養生專ニ仕候様被仰出候

一 右御書付写数通被仰付、御家中夫々え御家老中御申渡有之、委細

諸事留ニ在之

一 右御書付写、御用人本多五郎右衛門早駈御使ニて、御国表え即刻

被差立候

一 今十八日申ノ刻過御逝去之御届、御留守居共を以御用番え被仰達

一出雲守殿えは孫九郎罷出御届申達候

一同月廿日御老中方御連名之御奉書、大和守様・左兵衛督様御兩所之御到来ニ付、翌廿一日御登城被成候処、於御白書院御老中御列座ニて被仰渡候御書付

松平越前守卒去之段達御聽候、病氣養生之間も無之、其上年若之事候処、別て御残念被思召候、越前守十七歳以下二候え共、家柄を被思召、先達て上之養子も被仰出候事ニ付、此度思召を以、刑部卿殿嫡子仙(松平重直)之助殿家相統被仰出、領地無相違被下之

右之通被仰出候段、左兵衛督様・大和守様御城より直ニ此方え被為入、御家老中え被仰聞候

但左兵衛督様御不快ニ付、御名代淡路守様(松平近忠)御勤被成候

一同年五月十五日御相統之御礼、御名代淡路守様を以被仰上候

附録

一 徳正院様未侍従ニて被成御座候節、享保十八丑十二月ニ至り、少将ニ御昇進被遊度思召ニて、侍従ニ被仰付候年号・月日并御代々少将ニ御昇進之年数等御書付を以、御用番松平左近将監殿(松平重直)え御用御頼小野次郎右衛門殿を以被仰入候処暫御留置、右之御書付共左近将監殿(松平重直)御戻シ被成候ニ付、甚御残念ニ思召候、拙者儀いまた御役義不相勤以前之儀ニ候え共、水谷織部・笹治権右衛門(其節御用人 当時御中老也) 兩人合手紙ニて、俄ニ罷出候様ニ申来ニ付早速罷出候処、ケ様ニて之次第ニて、左近将監殿より御心願之御書付帰り申候、何卒加納遠江守殿(八幡)え罷越、思召伺見申様ニと兩人申聞候ニ付、拙者申候は

最初より御相談被遊候ハ、御了簡も可有之候え共、只今ニては六ヶ敷可有之候、併被仰付候御用筋ニて候間、先々罷越申達見可申と申候て、遠江守殿え罷越、吉川源大夫え申談候処、遠江守殿御逢被成旨ニ付懸御目、御用筋段々申達候処、遠江守殿被仰聞候は、最初ニて候えは申談も可有之候、左近殿書付御返し候ては六ヶ敷在之候、併差図ニては無之候が、ケ様ニてニ致し候ハ、左近殿是非再御請取、此方え可被差出候、其上之儀は上之思召次第之事ニて候と被仰聞候(此ケ様ノとの一条は大秘事ニて 候故、書面ニ不記候) 故罷帰、早速織部・権右衛門え申聞候処達御耳、左候ハ、早々次郎右衛門呼候て申談、猶又孫九郎も致対談候様ニと仰ニて、次郎右衛門殿呼ニ被遣、暮時頃次郎右衛門殿御出、兩人之衆申達候処、同じ様成御願か、再持参か成ものニて候や、殊更左近殿(將監殿)は別て六ヶ敷御老中ニて候、にらまれ候てハ拙者御役ハ不被相勤候と御申ニ付、織部・権右衛門兩人共ニ申候は、孫九郎も相詰居申候、御逢被成、孫九郎存をも御尋被下候様ニと申候処、左候ハ、逢可申と御申ニ付、拙者罷出申候処、右之趣あの方御申聞之上、何ぞ御奥向え糸を引候手懸り候やと御尋ニ付、加納殿被仰聞候御蜜々之儀申達、ケ様ニては左近殿是非御受取被成事ニて候、御氣遣被成間敷候、其段は御不調法ニ相成不申儀、乍憚拙者御請合申候と申候えは、左様二貴様御請合ニて候ハ、御書付御持参可有之旨御申ニ付、兩人之衆申談、御書付前之模様とは引違へ相認御渡申候処、次郎右衛門殿御請取、翌朝左近殿(將監殿)え御持参候処、無相違御請取被成候

一同十七日御老中御連名御奉書御到来、明十八日御登城被遊候処、

少將御昇進被仰出候、是は拙者御奉公初二候

一御官位御礼等も被為濟候以後、此度格別之御取扱故御昇進難有思召候二付、御内々為御礼縮緬拾卷・生鯛一折、拙者を以て加納殿え被遣候処、厚御礼有之、拙者罷帰候と間もなく、拙者方え源大夫を以、先刻之御礼一通り在之、扱御音物之儀は及御断候、子細は此度之為御祝、表立一通り御祝儀物致拜受候、猶又御内々御音物被入御念儀忝奉存候、併此度之如く御内々御相談之儀、向後被仰聞間敷候ハ、可申受候、若又重ても御内々存念御尋被成度と被思召候ハ、御音物請候ては重て之御内談難相成候、依之御品は致返進候、相祝候て御意は致拜受候との御口上也、此挨拶不承、直二源大夫は罷帰申候

右は後学ニも可相成と存書留申候

一其後今夕方罷出候様申来、遠江守殿え罷出候処、遠江守殿御逢有之、上意在之由御申二付、引退キ致拜伏居候処、上意ニ此度兵部太輔昇進被仰付候、いまた年若之事二候間、ちと早き様ニ被思召候え共、家柄故昇進被仰付候、惣て官位之儀は御上ニ甚御おしミ被遊候、其子細は前々身持も宜く、家中・領内仕置等も宜キ段被及聞召、官位昇進被仰付候処、昇進後以外身持等も不宜、家中仕置等も行届不申諸候方在之、上ニも御懲被遊候、惣て大名方甚宜からざる趣二候えは、急度御仕置被仰付候、左程ニも無之儀は時々ニ御仕置難被成事二候故、官位を以御ひかへ繩ニ被成、何卒大名衆身持・仕置等宜キ様ニとの深キ思召二候、兵部太輔いまた年若二候間、此以後弥相慎御奉公被相勤候様ニとの厚キ思召二候、

此旨手前え其方を呼候て申渡、兵部太輔え申達候様ニと思召二候と遠江守殿被仰渡候、猶又乍序申聞候、大名方江戸え參勤之儀は何そ御用為可被勤參勤之事二候、或は御普請御手伝、又は火方之御用・御門番・公家衆御馳走杯は物入も在之故、いつれも御奉公と可被存候え共、是は大名役と申物二候、夫故領地相応之場所御吟味ニて被仰付事候、第一之御奉公と申は其身之身持・武迎之心懸・家中之仕置、且又御預置る、領分之仕置等宜申付、上之御苦勞ニ相成不申様ニ心懸候を第一之御奉公と申候、尤節句・月次之出仕等怠り不申様ニ被心懸候を勤と申候、毎度上ニも其御沙汰ニて候、此段可被申上旨被仰聞候二付罷帰、其段御家老中えも申達候

〔奥書〕此書は某御内用相勤候節之覚書也、深秘置処御聞及、達て御所望付難黙止書写進申候、自己之覚書ニ候故、年号・時日等聊相違も可有之や、尤文談愚盲之儀、只実事を以書留候を其俣書写し進申候、他見之儀は御用捨可被下候、不備

大道寺孫九郎繁郷入道

安永二癸巳冬至日

遊翁（花押）

八十五歳書

狛帶刀殿